

日本生命病院地域医療支援事業に係る施設等共同利用運営規程

制定 平成 28 年 12 月 7 日

改訂 平成 30 年 4 月 30 日

(趣旨)

第1条 この規程は、医療法第 16 条の 2 第 1 項に基づき、地域医療機関との機能分担により、患者に最適な医療を提供し、地域医療の充実を図ることを目的として、公益財団法人日本生命済生会日本生命病院(以下「病院」という)の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具(以下「施設等」という)の共同利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設等の共同利用を行う者)

第2条 病院の施設等の共同利用を行うことができる者は、開放型病床運営規程第 2 条に定める登録医(以下「地域医療連携登録医」という)ならびに登録医が勤務する医療施設の薬剤師、看護師その他の医療従事者とする。

(施設等の共同利用等担当窓口)

第3条 施設等の共同利用に係る窓口は、病院「地域医療総合窓口あったかサポートセンター(以下「あったかサポートセンター」という)」とする。

- 2 あったかサポートセンターは、地域医療連携登録医制度についての情報を地域の医療機関に提供し、登録を希望する医療機関からの申請を、随時受け付ける。
- 3 あったかサポートセンターは、登録された医療機関に対し、共同利用に関する情報の提供および連絡・調整の業務を行う。

(共同利用の施設等)

第4条 共同利用することができる施設等は、次のとおりとする。

- (1) 院長が指定する開放型病床
- (2) 院長が指定する医療機器

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| ・コンピュータ断層撮影装置 (C T) | ・内視鏡検査に係る装置 |
| ・磁気共鳴画像装置 (M R I) | ・超音波検査に係る装置 |
| ・核医学検査装置 (R I) | ・その他の生理検査に係る装置 |
| ・放射線治療装置 (リニアック) | ・その他の放射線検査に係る装置 |
| ・骨密度測定に係る装置 (D E X A) | |
| ・X線血管撮影装置 (アンギオ) | |

- (3) あったかふれあいホールおよび会議室、図書室ならびに研究室
- (4) 日本生命病院地域医療 N E T W O R K を利用した「電子カルテ」の閲覧
- (5) 前各号に掲げるもののほか、院長が必要と認める施設等

- 2 院長は、共同利用することができる施設等を定めたとき又は変更したときは、地域医療連携登録医に周知しなければならない。

(施設等の利用時間)

第5条 施設等の共同利用することができる時間は、次に掲げる日を除いた日の午前8時45分から午後5時までとする。ただし、院長が必要と認めるときはこの限りでない。

- (1) 日曜日および土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律において定める休日
- (3) 年末年始の休日として病院が定める日

2 なお前条第1項に定める「開放型病床」に係る施設等の利用は、前項は適用しない。

(施設等の利用申込み)

第6条 施設等を共同利用しようとする者は、あつたかさサポートセンターを経由して院長宛に「施設等共同利用申込書」を提出しなければならない。

- 2 なお、第4条第1項第1号に定める「開放型病床」および同第2号に定める「医療機器」の利用申込は、入院・検査申込み等の書面により手続きを進めるものとし、「施設等共同利用申込書」の提出は要しないものとする。また前項に関し、院長が必要と認めるときは、口頭により申込みすることができる。
- 3 また、第4条第1項第4号に定める「電子カルテの閲覧」は、日本生命地域医療NETWORKへの申込・登録を経て、その所定の手続きを進めるものとし、「施設等共同利用申込書」の提出は要しないものとする。

(利用者の権限と責務)

第7条 施設等の共同利用を行う者は、患者に必要な投薬、検査、処置等の診療行為の指示は、病院の担当医を介して行うものとする。

- 2 患者又は家族に対する説明は、担当医と協議して行うものとする。
- 3 施設等の共同利用を行う者は、病院の諸規程を遵守しなければならない。

(事故等への対応)

第8条 共同利用の実施に関連して生じた登録医の業務災害は、登録医の出張中の災害の取扱となるが、その他、事案に応じて当該登録医と病院（以下「両者」という）が連携を密に協議する。

- 2 医事紛争が発生した場合は、両者が連携を密に協力して対応する。
- 3 損害賠償や医療裁判に発展した場合は、両者各々の責任に応じて、加入している損害賠償保険を適用する。

(附則)

第9条 この規程に定めるもののほか、施設等の共同利用に関し必要な事項は、病院の地域医療支援運営委員会の意見を聞き院長が定める。

第10条 この規程の改廃は病院運営会議において決定する。

以上